



目黒区男女平等・共同参画

オンブーズ(苦情処理機関)

年次報告

令和2年度

目 黒 区

目黒区男女平等・共同参画オンブーズとは・・・

平成14年に制定された「目黒区男女が平等に共同参画する社会づくり条例」に基づき、同年に設置された機関です。「オンブーズ (ombuds)」は、「代理人・代弁者」という意味のスウェーデン語に由来します。

男女平等に関わる人権侵害（性による差別、セクシュアル・ハラスメントなど）や、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進を阻害する事項についての苦情などの申出を適切かつ迅速に処理する、独立した機関（苦情処理機関）です。

目黒区男女平等・共同参画オンブーズ

任 期	令和2年5月20日～令和4年5月19日まで
オンブーズ	浅倉 むつ子（早稲田大学名誉教授）
	市川 静代（弁護士）

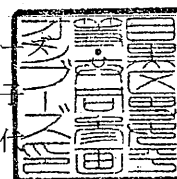
令和3年4月28日

目黒区長 様

目黒区男女平等・共同参画オンブズ

浅倉 むつ子

市川 静 伸



「令和2年度目黒区男女平等・共同参画オンブズ年次報告」について

目黒区男女平等・共同オンブズに関する要綱第8条第1項に基づき、標記の件について別紙のとおり報告いたします。

以 上

令和2年度事業運営状況報告

1 相談・申出（注）件数とその内訳

令和2年度の相談・申出件数はいずれもゼロであった（別表参照）。

2 令和2年度についての感想

相談・申出ともにゼロであり、十分に活用されているとは言えない状況にあることは残念である。男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりを推進するための身近な機関として、より認知・活用されることを期待したい。

以 上

（注）目黒区男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例（抜粋）

申出

区民が、条例第22条に定める事項について、相手方への必要な調査等の申出をすること。

第22条

区民がオンブーズに申出ができる事項の範囲は、次のとおりとする。

- （1）区又は区が出資する法人等で区長が定めるものが行う施策で、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進を阻害する事項又は阻害するおそれのある事項
- （2）男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進を阻害する事項を起因とした人権を侵害する事項又は侵害するおそれのある事項
- （3）その他男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進を阻害する事項

■相談・申出件数

1 相談日

火～金曜日の9時～17時の間で、相談者の希望を聞き、柔軟に対応している。
 オンブーズ特別相談を実施(令和2年12月11日)

2 相談件数 0 件

内容	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
①区施策等														0
②私人間	配偶者等からの暴力(DV)													0
	セクシュアル・ハラスメント													0
	その他													0
①②以外														0
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

3 申出件数及び申出処理状況

(1)申出件数 0 件

内容	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
①区施策等														0
②私人間	配偶者等からの暴力(DV)													0
	セクシュアル・ハラスメント													0
	その他													0
①②以外														0
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2)申出処理状況 0 件

内容	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
審議会への要求														0
是正勧告														0
是正要請														0
意見の表明														0
調査を行わない旨の通知														0
その他														0
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

4 その他

事務局対応の問い合わせ等 3 件

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
事務局対応問い合わせ				1	1		1						3

離婚に関する相談

→ こころの悩みなんでも相談を案内

パワー・ハラスメント(セクシュアル・ハラスメント、ストーカー含む)や個人情報に関する相談

→ こころの悩みなんでも相談、人権110、女性の人権ホットラインを案内

セクシュアル・ハラスメントに関する相談

→ 法律相談を案内

コロナ禍の下、弱い立場の人々にしわよせが集中しています。半数以上が非正規である女性労働者は、休業や解雇に追い込まれ、子どもの臨時休校などで増えた家庭内ケア労働との両立に苦しむ人が増えました。DV や性被害の相談件数や、若い女性の自殺も急増しています。今や、誰もが人権やジェンダー平等に無関心でいることは許されないと考えます。ILO（国際労働機関）は、創立 100 周年にあたる 2019 年に、「仕事の世界における暴力とハラスメント撤廃条約」（第 190 号）を採択し、暴力とハラスメントは人権侵害で、平等やディーセントワーク（人間らしい労働）とは相いれない、と宣言しました。社会正義の実現を使命とする国際機関の決意の現れです。この条約は、職場の暴力やハラスメントは、被用者のみならず、訓練中の人、ボランティア、求職者など、幅広い人々にも許されてはならないとして、各国にそのための法令の制定を求めています。私がとくに興味深いと思うのは、この条約が、使用者に、労働者の DV の影響を軽減する適切な措置をとるよう求めていることです。たとえば DV 被害者のための休暇制度を設けることや、柔軟な働き方を認めることなどです。使用者にも、DV を個人の私生活の問題として放置してはいけないというメッセージを発信しているのです。

浅倉 むつ子

一年をふり返って

SDGs（国連で採択された「持続可能な開発目標」）では、世界の持続可能性の観点から、ジェンダー平等が重要な国際目標となっています。しかし、日本は「ジェンダーギャップ指数 2021」（男女格差の一指標）で世界 120 位であり、先進国中最低水準です。政治や団体の意思決定過程における女性比率の低さが主要因ですが、「無意識の偏見」（家事や育児などの無償ケアは女性、という社会的役割意識など）の影響も指摘されています。背景には、転勤や残業などを前提とする業績評価や男女の賃金格差、再就職等の難しさなどがあり、働き方などの労働環境の改革が最重要ですが、意識の改革も大切です。オンブーズにも、過去に広報誌の写真について、家事は女性という意識を助長するという申し出がありました。内閣府の男女共同参画白書では、女性が無償ケアで働き過ぎになる問題について、男性の分担に加え、シェアリングエコノミーの家事支援サービスにも触れています。（無）意識を見直すことは、将来の多様な人材が活躍する社会への一歩となるでしょう。

市川 静代

■目黒区男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例（抜粋）

第4章 目黒区男女平等・共同参画オンブーズ

（設置）

第21条 区長は、区民からの男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進を阻害する事項についての申出又は当該阻害する事項を起因とした人権の侵害等についての救済の申出等を、適切かつ迅速に処理するため、目黒区男女平等・共同参画オンブーズ（以下「オンブーズ」という。）を置く。

（申出の範囲）

第22条 区民がオンブーズに申出ができる事項の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 区又は区が出資する法人等で区長が定めるものが行う施策で、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進を阻害する事項又は阻害するおそれのある事項
- (2) 男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進を阻害する事項を起因とした人権を侵害する事項又は侵害するおそれのある事項
- (3) その他男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進を阻害する事項

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項については、申出をすることができない。

- (1) 裁判所において係争中であるか、又は判決等のあった事項
- (2) 法令の規定により、不服申立て中であるか、又は裁決等のあった事項
- (3) 区議会等に請願、陳情等を行っている事項
- (4) オンブーズの行為に関する事項

（所掌事項）

第23条 オンブーズは、次に掲げる事項をつかさどる。

- (1) 前条第1項の規定による申出に係る審査
- (2) 前条第1項第1号の規定による申出に基づく関係機関等に対する資料の提出、説明等の要求及び必要な是正の勧告、意見の表明等
- (3) 前条第1項第2号又は第3号の規定による申出に基づく関係者等に対する事情の聴取、資料の提出等の要請並びに必要な助言、指導、是正の要請及び意見の表明
- (4) 前条第1項の規定による申出のうち、区の男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進に重大な影響を及ぼす等の事項に係る審議会への調査及び審議の要求

（職務の遂行）

第24条 オンブーズは、独立してその職務を行う。

- 2 オンブーズは、前条に規定する是正の勧告又は要請、意見の表明及び前条第4号の規定による要求を行うときは、合議によりその決定を行う。
- 3 前項の場合において、議事に直接の利害関係を有するオンブーズは、その議事に加わることはできない。
- 4 オンブーズは、前条第4号の規定による要求を行う際には、申出者の同意を得るものとし、必要な意見を付けることができる。

■相談・申出のながれ

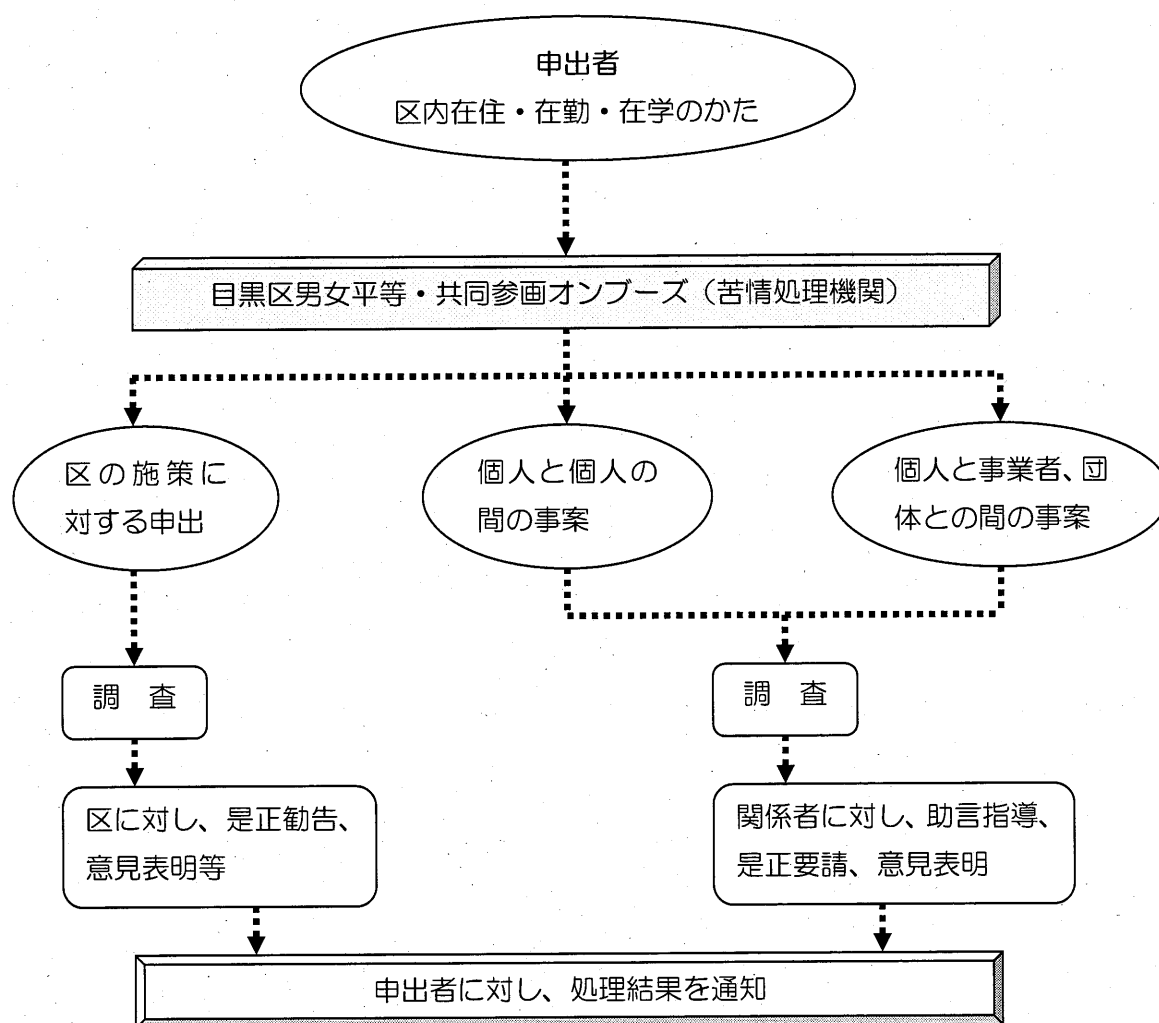
相談、申出は無料です。プライバシーは厳守します。

【相談日】 ご希望に応じ、柔軟に対応いたします。

【場所】 男女平等・共同参画オンブズ室（目黒区総合庁舎本館1階）

【予約・問合せ】 目黒区男女平等・共同参画オンブズ事務局
（目黒区男女平等・共同参画センター内）

電話：5722-9601 FAX：5721-8574



※ 申出の内容により、必要に応じて、目黒区男女平等・共同参画審議会に対して調査及び審査を要求することができます。

※ プライバシーは厳守します。

一人で悩まず、ご相談ください。

申出者は太線内の※の部分をご記入ください。

男女平等・共同参画オンブーズ申出書

年 月 日

男女平等・共同参画オンブーズ へ

※申出者 住所 _____
氏名 _____
電話番号 _____
区内の連絡先 _____

目黒区男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例第22条の規定に基づき、次の事項について、相手方への必要な調査等及び処理を求めるため、申出者本人への必要な調査に同意し、申出します。

この申出に必要な調査等を行う際に、目黒区男女平等・共同参画オンブーズが私の氏名を申出の相手方に告知することについて ※（同意します・同意しません）。

※申出事項（いつ、どこで、だれが、どのようなこと）を記入してください。

※この申出事項について他の相談窓口等のご利用状況を記入してください。

- ①利用していない
- ②利用したことがある（ 年 月ごろ 制度・機関名 ）
- ③現在、利用している（制度・機関名 ）

オンブーズ確認欄（この欄には何も記入しないでください。）

- 1 区民確認方法 【 】
- 2 申出除外事項の該当確認 【 】
 - (1) 裁判所において係争中であるか、又は判決等のあった事項
 - (2) 法令の規定により、不服申立て中であるか、又は裁決等のあった事項
 - (3) 区議会等に請願、陳情等を行っている事項
 - (4) オンブーズの行為に関する事項

受付番号	收受年月日	調査開始・しない決定日	通知年月日	担当オンブーズ

目黒区男女平等・共同参画オンブズ（苦情処理機関）年次報告
令和2年度

令和3年5月発行

発行 目黒区

編集 目黒区総務部人権政策課男女平等センター係
（目黒区男女平等・共同参画センター内）

目黒区中目黒二丁目10番13号

電話：03-5721-8570

FAX：03-5721-8574